

(五) 新旧对照条文

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>社会福祉法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条—第六条)</p> <p>第二章 社会福祉審議会 (第七条—第十三条)</p> <p>第三章 福祉に関する事務所 (第十四条—第十七条)</p> <p>第四章 社会福祉主事 (第十八条—第十九条)</p> <p>第五章 指導監督及び訓練 (第二十条—第二十一条)</p> <p>第六章 社会福祉法人</p> <p>第一節 通則 (第二十二—三十条)</p> <p>第二節 設立 (第三十一—三十五条)</p> <p>第三節 管理 (第三十六—四十五条)</p> <p>第四節 解散及び合併 (第四十六—五十五条)</p> <p>第五節 助成及び監督 (第五十六—五十九条)</p> <p>第七章 社会福祉事業 (第六十—七十四条)</p> <p>第八章 福祉サービスの適切な利用</p> <p>第一節 情報の提供等 (第七十五—七十九条)</p> <p>第二節 福祉サービスの利用の援助等 (第八十—八十七条)</p> <p>第三節 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援 (第八十八—八十九条)</p> <p>第九章 社会福祉事業に従事する者の確保の促進</p>	<p>社会福祉事業法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条—第五条)</p> <p>第二章 社会福祉審議会 (第六条—第十二条)</p> <p>第三章 福祉に関する事務所 (第十三—十六條)</p> <p>第四章 社会福祉主事 (第十七—十八條)</p> <p>第五章 指導監督及び訓練 (第十九—二十一條)</p> <p>第六章 社会福祉法人</p> <p>第一節 通則 (第二十二—二十八條の二)</p> <p>第二節 設立 (第二十九—三十三條)</p> <p>第三節 管理 (第三十四—四十三條)</p> <p>第四節 解散及び合併 (第四十四—五十三條)</p> <p>第五節 助成及び監督 (第五十四—五十六條の二)</p> <p>第七章 社会福祉事業 (第五十七—七十條)</p> <p>第七章の二 社会福祉事業に従事する者の確保の促進</p>

第一節 基本指針等（第八十九条―第九十二条）  
第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター（第九十三条―第九十八条）

第二款 中央福祉人材センター（第九十九条―第一百一条）

第三節 福利厚生センター（第一百二条―第一百六条）

第十章 地域福祉の推進

第一節 社会福祉協議会（第一百七条―第一百九条）

第二節 共同募金（第一百十条―第一百二十二条）

第十一章 雑則（第二百二条―第二百六条）

第十二章 罰則（第二百七条―第三十一条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

第一節 基本指針等（第七十条の二―第七十条の五）  
第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター（第七十条の六―第七十条の十二）

第二款 中央福祉人材センター（第七十条の十三―第七十条の十五）

第三節 福利厚生センター（第七十条の十六―第七十条の二十）

第八章 共同募金及び社会福祉協議会（第七十一条―第八十三条）

第九章 雑則（第八十三条の二・第八十三条の三）

第十章 罰則（第八十四条―第八十九条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和二十九年法律第二百二十九号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）その他の社会福祉を目的とする法律と相まつて、社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保し、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を經營する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を經營する事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを經營する事業

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を經營する事業

五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を經營する事業

六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を經營する事業

七 授産施設を經營する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 (略)

二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを經營する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

一 生活保護法にいう救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を經營する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法にいう乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を經營する事業

二の二 老人福祉法にいう養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを經營する事業

三 身体障害者福祉法にいう身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を經營する事業

四 知的障害者福祉法にいう知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を經營する事業

五 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）にいう婦人保護施設を經營する事業

六 公益質屋又は授産施設を經營する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 (略)

二 児童福祉法にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法にいう助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを經營する事業及び児童の福祉の増進について相談に應ずる事業

三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、同法に規定する母子福祉施設を經營する事業及び父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であつて、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を經營する者が行うものをいう。）

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを經營する事業

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業又は手話通訳事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設を經營する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを經營する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を經營する事業及び同法に規定する精神障害者地域生活援助事業

八・九 （略）

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九

二の二 母子及び寡婦福祉法にいう母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、同法にいう母子福祉施設を經營する事業及び父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であつて、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を經營する者が行うものをいう。）

二の三 老人福祉法にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを經營する事業

三 身体障害者福祉法にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

三の二 知的障害者福祉法にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

三の三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害者社会復帰施設を經營する事業及び同法にいう精神障害者地域生活援助事業

四・五 （略）

五の二 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平

年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)

十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

十三 (略)

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に規定する更生保護事業(以下「更生保護事業」という。)

二 実施期間が六月(前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月)を超えない事業

三 (略)

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人(政令で定めるものにあつては、十人)に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うもの

成九年法律第二百二十三号)にいう介護老人保健施設を利用させる事業

六 隣保事業(隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)

七 (略)

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)にいう更生保護事業(以下「更生保護事業」という。)

二 実施期間が六月(前項第七号に掲げる事業にあつては、三月)を超えない事業

三 (略)

四 第二項各号及び前項第一号から第五号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、収容保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人に満たないもの

五 前項第七号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うもの

のであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならぬ。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

であつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

(基本理念)

第三条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営むる者は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めなければならない。

(地域等への配慮)

第三条の二 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営むる者は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施するに当たっては、医療、保健その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(経営主体)

第四条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(事業経営の準則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(社会福祉審議会)

第七条 (略)

2/4 (略)

(組織)

第五条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者は、左の各号に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確ならしめなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律により帰せられたその責任を他の社会福祉事業を經營する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を經營する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を經營する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その經營する社会福祉事業について、要保護者等に関する収容その他の措置を他の社会福祉事業を經營する者に委託することを妨げるものではない。

(社会福祉審議会)

第六条 (略)

2/4 (略)

(組織)



第八条 (略)  
2 (略)

(委員)

第九条 (略)

2 (略)

(委員長)

第十条 (略)

(専門分科会)

第十一条 (略)

2、3、4 (略)

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第二項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合には、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第三項中「置く」とあるのは「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十三条 (略)

第七条 (略)  
2 (略)

(委員)

第八条 (略)

2 (略)

(委員長)

第九条 (略)

(専門分科会)

第十条 (略)

2、3、4 (略)

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十一条 第六条第二項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合には、第七条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第三項中「置く」とあるのは「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十二条 (略)

(設置)  
第十四条 (略)  
258 (略)

(組織)

第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一 三 (略)

256 (略)

(所員の定数)

第十六条 (略)

(服務)

第十七条 第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

(設置)

第十八条 (略)

255 (略)

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上

(設置)  
第十三条 (略)  
258 (略)

(組織)

第十四条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも左の所員を置かなければならない。但し、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、みずから現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一 三 (略)

256 (略)

(所員の定数)

第十五条 (略)

(服務)

第十六条 第十四条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

(設置)

第十七条 (略)

255 (略)

(資格等)

第十八条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上

上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならぬ。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二・三 (略)

四 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生省令で定めるもの

2 (略)

(指導監督)

第二十条 (略)

(訓練)

第二十一条 (略)

(経営の原則)

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に該当するものうちから任用しなければならぬ。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二・三 (略)

2 (略)

(指導監督)

第十九条 (略)

(訓練)

第二十条 (略)

第二十一条 削除